

平成28年10月から

小児・児童および妊産婦の医療福祉(マル福)制度の対象者が拡大されました

平成28年10月1日から小児・児童および妊産婦に対する所得制限額が緩和されました。これにより、今までは所得制限により非該当だった小児・児童および妊産婦の方でも10月からは該当になる場合があります。

所得判定(下表「所得制限額の目安」参照)でマル福に該当する方には、「申請案内通知」を8月中旬から下旬にかけて送付していますので、まだ手続きがお済みでない方は必要書類を持参のうえ申請手続きをしてください。

●所得制限額の目安(注)

合計扶養親族数	改正前所得制限額	改正後所得制限額
0人	393万円	622万円
1人	423万円	660万円
2人	453万円	698万円
3人	483万円	736万円

●対象者

小児・児童 0歳から15歳(中学3年の年度末)まで
妊産婦 母子手帳交付日の属する月の初日から出産日の翌月末日まで

(注)

- ・扶養親族1人につき38万円を加算します。(老人扶養はさらに6万円を加算します)
- ・所得から定額控除8万円を差し引いて判定します。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113(直通)

茨城町難病患者見舞金支給制度

町では、難病に罹患した方の福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給しています。

【対象者】(以下の要件を全て満たす方)

- ・茨城町に住所を有する方
- ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証または特定疾患登録者証の交付を受けている方
- ・生活保護を受けていない方

【支給額】 年額20,000円(年1回支給)

【申請について】

○必要なもの

- ・指定難病特定医療費受給者証または特定疾患登録者証
- ・本人の印鑑(朱肉を使用するもの)

・対象者または保護者の振込先金融機関通帳

○申請期間

10月3日(月)～12月9日(金)

(土・日曜日、祝日は除く)

○申請窓口

茨城町役場社会福祉課(1階3番窓口)

【問合せ先】

社会福祉課 ☎ 029(240)7112(直通)



めざそう 住みよいまちづくり

行政相談週間10月17日(月)～23日(日)

毎日の暮らしの中で、「分かりづらい道路案内標識を改善してほしい」、「ガードレールが壊れそうで危険」など、困っていること、望んでいることはありませんか。こんな時、行政相談委員にご相談ください。

町では、総務大臣から委嘱された2人の行政相談委員が活動しており、今回は次のとおり、行政相談所を開設します。

相談は無料・秘密厳守です。事前申し込みは不要ですので、お気軽にご利用ください。

日時 10月17日(月) 午後1時～午後4時
場所 茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2階 会議室3
相談委員 石井 敏幸 海老澤 栄子

当日は総務省茨城行政評価事務所職員が参加します。

【問合せ先】 町民協働課 ☎ 029-291-8802(直通)